

災害時における障害者福祉施設に関する基本協定書

茨城県（以下「甲」という。）と一般社団法人茨城県心身障害者福祉協会（以下「乙」という。）とは、災害時における障害者福祉施設の安定的な運営を図るため、甲と乙とが相互協力して災害時の円滑な対応に資するよう、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、茨城県内の地域に火災、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）において、甲と乙の相互の協力関係をより緊密にし、実践するために基本的な事項を定め、災害時における障害者福祉施設の安定的な運営等を図ることを目的とする。

（情報の収集及び提供）

第2条 甲と乙は、災害時における被害状況等の情報について、積極的に収集に努めるとともに、必要に応じて提供しなければならない。

（協定項目）

第3条 乙は甲の要請に基づき、次の事項について応援・協力するものとする。

- (1) 被災施設に係る介護職員などの必要な職員の派遣
- (2) 被災地住民の一時的收容のための施設の提供
- (3) 避難が必要な要援護者の加盟施設への移送
- (4) 被災施設に係る食糧・飲料水などの生活必需物資の供給
- (5) 被災施設の応急復旧などに必要な資機材及び車両の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（要請の手続き）

第4条 甲は乙に対して応援要請する場合は、次の事項を明らかにしてファクシミリ又は電話等により速やかに行うものとする。

- (1) 被災施設の概要及び被害状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 被災施設への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(終了報告)

第5条 乙は甲の要請に基づく業務等を終了したときは、遅滞なくその旨を書面により甲に報告するものとする。

(甲の支援内容等)

第6条 甲は、各市町村及び各関係機関に対し本協定の趣旨を周知するとともに、協定に基づく取り組みの円滑な実施を図るために乙及び乙の構成員に対し必要な支援を行うものとする。

2 甲は、乙の支援協力が無償による社会貢献活動であることを理解し、その作業内容に十分配慮しなければならない。

(費用負担)

第7条 甲は乙に要請した業務に係る費用については、原則的に支払わないものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙がその都度協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

平成25年1月8日

甲 水戸市笠原町978番6

茨城県知事

乙 水戸市千波町1918番地
一般社団法人茨城県心身障害者福祉協会

会 長